

岩波
講座

日本文学史 第三卷 古代

風土記の世界

吉
野
裕

岩
波
書
店

風土記の世界

—— 郷土的連関性から ——

吉

野

裕

目 次

序説『風土記』撰進	三
一 地名説話の基盤	一〇
二 地名説話の性格	一八
三 〈郷土〉の世界	二九
参考文献	三六

序説 『風土記』撰進

紀元七〇八年春正月、自然に成れる和銅が武蔵の国秩父郡から出た、という(祥瑞)を理由に、年号が(和銅)とあらためられたが、はやくもその翌月には、鑄銭司が設置され、また数日を出ないうちに、平城遷都の詔が発せられた。それは、天智の第四皇女元明女帝が、その子文武のあとをついで、即位してから、わずか半歳後のことであったが、文武の死によって挫折されることのなかった、律令制国家の完備のための、これら一連の施策の強行の一端に、『風土記』撰進の事業もまた立っている、ということができるであろう。

支配層内部に大小いくたの対立をはらみながら、とにかく、多くの農民の犠牲と反抗の上に、平城の都城が大和平野の西北角に壮大な姿をあらわしたのは、和銅三年(七一〇)だが、『風土記』撰進の命がくだったのは、その三年後、和銅六年(七一三)五月甲子の日である。『続日本紀』はいう。

畿内七道諸国郡郷名著^{ハナカザ}好字^ヲ。其郡内所^ニ生^ル銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等物^ノ、具録^ニ色目^ヲ、及土地沃墾^ノ、山川原野名号^ヲ所^ニ由^ル、又古老相伝^{セル}旧聞異事^ハ、載^{セテ}史籍^ニ言上^{セリ}。『統紀』卷六)

もつとも、この文は、とくにそれを『風土記』と明記しているわけではない。たんにそれは、(1)郡・郷名に好字をつけること、(2)郡内の銀・銅以下の生産物の品目を漏れなく採録すること、(3)土地の肥瘦の状態、(4)山川原野の名称の由来、(5)古老の相伝する旧聞異事、——これら五項目にわたって記載した文書を作成、提出すべきことを、国庁に命じたまでであり、それに対して国庁は、「詳録 典正、詞理兼奉^{ネガタラハセヨ}、為^ニ文史之最^ト」と史官の服務のあり方について、『考課令』が規定しているのに准じて、つまびらかに記すこと典正であり、詞と理を兼備したものを、解式(公式令)による報告文書で上進すればいい。そのかぎりでは、それは正税帳・輪租帳など、人民収奪の基礎的文書として国庁

から提出される多くの公文書に準ずるものとして、あらわれるにすぎない。

しかし、いうまでもなく、それが『風土記』なのであった。そして、奈良盆地に唐都長安を模して新都をきずき、あるいは、和銅開珎を唐貨開元通宝にかたどって鑄出したように、わが『風土記』もまた、古代帝国の版図と天子の光威の偉大さへの讃歌ともいふべき、唐土における地誌編纂の事業の、いわば古代日本版にはかならない。

すでに、和銅の官命そのものにも『漢書・地理志』また『山海經』などの影響を受けたとみられる多くの辞句の存在が指摘されているが、中央の企画立案者の胸のなかには、空想的な国々の異事をもとりこんだ、豪勢な唐土の地誌的書巻の面影がちらついていたのであろうし、おそらくは『風土記』という名称も——それが早くからわが国に伝来していた、と想像される晉の周処の『風土記』にもとづいたかどうかは別としても——かなり龐大なものとなるはずの諸国の地誌的〔解文〕群の集積過程で、それらを包括する統一的な呼称として定着していったであろう。もちろん、折口信夫氏のように、『日本書』なるものの成立を想定するならば、唐土の『漢書』『晉書』等々の史書の伝統的諸例にならって、地理志・国郡志・州郡志等々として編成される方向もありうる。この官命の出た翌和銅七年（七一四）二月には、紀清人・三宅藤麻呂に対して〔国史撰修の詔〕があり〔統紀〕卷六、『日本紀』三十卷系図一卷の大著も養老四年（七二〇）五月には完成をみるなど、この期の修史事業の動きは活潑であり、それらに対して、『風土記』が〔地理志〕的部分ともなるような、『漢書』ふうの構想が、朝廷中枢の唐文化模倣の風潮のなかに育っていなかったとは、いいきれないのである。しかし、現在のところでは、『風土記』撰進下命の前年に、ようやくわずか三卷の『古事記』が出来ただけであり、そして、なによりも、『風土記』そのものが早くから埋没にひとしい状態に置かれて、けっして『日本紀』とならぶようなものとしてはあらわれなかった、という、そうした事実のまえに、わたしたちは立ちどまるよりほかはないであろう。おそらくは、そこに、日本版風土記のありかたを特徴づけるものがあつたともいえるのである。

だいたい七一三年の官命は、その指示事項が一見きわめて具体的であるにもかかわらず、実際には、それをひとつ

の〔史籍〕に無理なくまとめあげることが困難であるような、内容上かなり異質的な、領域をことにする数個の部分からなっている。しいてまとめるにしても、すくなくとも、つぎのような三類にはわかれるであろう。すなわち、(1) 郡郷名に好字をつけよ、という行政命令にも似た部分。第二に(2) (4)、土地の生産物と地味およびその「名号の所由」という、いちおう自然誌的部分とみられるもの。第三に(5) 古老相伝の旧聞異事という説話的部分。——そして、いかにもそれぞれは根ぶかい土着性をもち、土地の人なら(また土地の人だけが)容易に答えうる身近な事柄であって、『風土記』を構成するのにふさわしいもののみであることは疑いないのだが、しかしそれを〔史籍的統一〕にまで高めようとするならば、見せかけほどは、安易・単純に綜合することをゆるさぬ種類の、異質的事項の並列にとどまっていることも、看過しがたいのである。もし官が、これら各項に対する的確な報告を得ることを第一義とするのであったら、それぞれ独立した文書で別々に言上させた方が、事務的に容易かつ迅速であつたはずである。だが、官はあえてそうした道をとらなかつた。ここから、もろもろの困難と混乱が生ずるであらうことは想像にかたくないし、事実、同一官命のもとに編纂されたと見られるにもかかわらず、〔史籍〕的統一を実現する仕方のわずかのちがいがいから、『播磨風土記』と『常陸風土記』とのあいだに見られるような、様相をまったく異にする『風土記』が成立する。それらを、ある程度統一された形式をもつ全国的な〔地理志〕に再編成しようとすることも、また絶望的なところみとなるであらう。

ただ、和銅官命のはらむこうした異屬性から、この条文の全部がそのまま『風土記』の撰進にかかわるのではないとする見解が、かなり早期からおこなわれていたことも、いちおう注目する必要がある。ことに第一項は、和銅官命をはじめ『風土記』撰進と結びつけて記録した現存最古の文献である、阿闍梨皇円の編年体史書『扶桑略記』(十一世紀においては、第二項以下とは別個のものと考えられていたらしく、和銅六年五月甲子の条下に

諸国郡郷名著「好字」又令作「風土記」。其郡内所出、銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等物。具録二色目。

土地山川原野名号所^レ由^ル。又古老相伝^セ旧聞異事^ハ。載^セ于史籍^ニ。只宜^ニ言上^ス。⁽⁴⁾

とあり、おそらくは一種の行政的処置として、『延喜式』の「凡諸国内郡里等名、並用三字、必取嘉名」(「民部式」)などと同類視されていたものである。そして、最近では、こうした分離的把握を全条文におよぼして、「此の時の朝廷の命令は、是等五箇条について答申を需めているのであるが、それを纏った一つの地方誌として提出せしめたのでもなく、諸国の方でも其の内の一箇条或は二三箇条という風に、便宜の形式で報告している」とする見解も見られる。

だが、郡郷名に「好字」をつけるということは、一見かなり強引な政治的規制であるかのごとくみえるものの、もともとそれは文字表現上・用字上の措置以外のものではなく、現実的にはなんらの政治的変改を行政区域にもたらすものではない。むしろ、このばあいは、時代がすでにいわゆる「万葉仮名の盛行段階にはいつていたことを、想記すべきであろう。太安万侶^{おののやすもろ}が『古事記』の序文で、漢字漢文による国語伝達の困難さを告白していることは、周知の事実だが、その反面において、いわば漢字利用による国語表記の面白さも、文字所有者層にはかちとられており、地名の固有名詞もしばしば漢字表記の多彩さを享受し、市町村名や人名の一字のちがいが選挙権や身分証明に疑義をはさまれるような現代とは、まったくちがう状況にあったのである。いうまでもなく、和銅官命における「好字」への志向は、こうした表記の多彩さを媒介にして、はじめて可能だったのであり、むしろ、それは、その多彩さの単なる否定であるよりは、その多彩さの自己拡充として成立する。だから、『常陸風土記』においては、「不^よ尽^じ」(「斉明紀」・「万葉集」卷三)ではなくて「福慈」の字が、「吾^{あづま}嬬^{むすめ}国」(「景行紀」)ではなく「我^わ姫^{ひめ}国」があらわれ、「櫛^か取^と」の地(「神代紀」下)に対して「香取」郡が、「鹿島」郡(『万葉集』卷九・その他)に対して「香島」郡が存在しうるのである。

しかも、たとえば、香^かしき島^{しま}という好字を獲た「香島郡」が、『風土記』以後も、行政上の郡名としては、依然として鹿島郡であったことを考えると、要するに、この「好字」の問題は、地誌としての統一的編修をめざしての措置であ

って、それ以外のものではありえない、といえよう。

同様のことは、第二項の郡内生産物の報告についてもいえる。この項は、あえて和銅の官命をまつまでもなく、すでに大宝令によってよりこまかに規定されていたところである。養老の「賦役令」には「凡諸国貢獻物者、皆尽土所出」として、金・銀・珠玉・皮革・羽・毛・錦・麁・羅・縠・紬・綾・香・藥・彩色・服食・器用および珍異の類の品目をあげ、「皆准布為價。以官物市充」とあるが、『令集解』によれば、これは「大宝令」にすでにあって、冒頭の「諸国」の文字だけが「朝集使」とあった、というちがいがあったようである。また、「雜令」には「凡知山沢有異宝・異木、及金・玉・銀・彩色・雜物・処、堪供国用者、皆申太政官、奏聞」(『令集解』)とあるが、これも大宝令に見られるところである。もちろん、これらが、いずれもほとんど唐令の引き写しらしい物品であることは、いうまでもないが、しかし、たんに机上の空文としてでなく、権力者がこれらを求めようとし、また求めていたことはあきらかであり、政治的・実践的には、すでにその追求がなされて、解決ずみの問題であった、といえる。それにもかかわらず、和銅の官命において、それが「具録ニ色目」とこと新たに問題になるのは、實際的必要性と異なる何かにおいて、それが、やはりある意味を持っているのでなければならぬ。〈好字〉の地名、郡内生産物の報告等が、それぞれには、行政的・直接的な存在の意義を有していないにもかかわらず、それら無用の報告が寄り集まることにおいて、間接的に政治的にも意義を持つてくるものとして、和銅の官命は、いちずに地誌編修を志向している、と見られるのである。土地の肥瘦の報告や故老の相伝する旧聞異事の報告の存在意義も、また、この全体的志向の中で理解されるべきものであろう。

以上のような『風土記』撰進をめぐる歴史的事情とあわせ考えてみるべきもう一つのことがらとして、〈風土意識〉の出現の問題がある。

だいたい、(風土)または(風土記)ということばは、こんにちではりっぱな日本語として定着しているが、ほんらい中国からの移植語であり、当初は、いわば學者用語として、ごく一部の人が語りうることばであった。そして、この(風土)という語のもっとも早い用例が養老の「仮寧令」にあらわれていることは、充分注意されねばならない。

五月・八月給^ニ田^ハ仮^ハ、分^ニ為^ハ三^ニ兩^ハ番^ハ、各十五日。其風土異^ニ宜^ハ、種^ニ取^ハ不^レ等^ハ、通^ニ随^ハ便^ハ給^ハ。(『令集解』卷四〇)

周知のように「養老令」は、元正朝の養老二年(七一八)に藤原不比等らが勅を奉じて撰修したものであるが、實際施行されたのは三十九年後、天平宝字元年(七五七)であった。これはもともと、同じく藤原不比等が参与して成った、「大宝令」大宝元年(七〇一)にわずかな修正をくわえただけのものとされる。ところが、注目すべきことは、ほかならぬこの(風土)の二字こそ、「養老令」で修正された部分のひとつだったのである。旧令では、ここは「其郷土異^ニ宜^ハ」なのであった(『令集解』所引『古記』)。この(郷土)から(風土)への変改の背後には、(風土)という概念がかなり一般化していることが考えられる。和銅官命がくだったのは「養老令」撰修のわずか六年前であったことは、その点で無関係ではありえないであろう。『続日本記』には(風土記)撰進と明白に書きこまれていないにしても、おそらくは、和銅當時それが(風土記)と概念されていたであろうこと、そしてその実物(解文^{げぶん})がこの数年間に逐次中央に提出されていたであろうこと、こうしたことと平行して、「仮寧令」における(郷土)から(風土)の変改があらわれたものとみること、それほど不当ではないのではあるまいと思われる。

もっとも、このような修正は「仮寧令」にのみ見られることであって、「田令」「賦役令」等は(郷土)の字を改めることがなかった。ことに「田令」の「郷土不^ニ宜^ハ」(桑^ニ漆^ハ条は「仮寧令」とほぼ同意とみていいが、修正されていない。これには、祖法としての唐令が、「田令」「賦役令」のいずれの場合も、「郷土」であったことが、『唐六典』から推定されることを、参考すべきである。「仮寧令」の場合が判明しないのは残念であるが、どちらかといえば、(郷土)には歴史的な生活の場としての地域性が強調されるのに対し、(風土)は天然現象として抽象化されている、といえよう。

「田令」以下の対人民規定が（郷土）を保持したのに対し、もっぱら官人の規定である「仮寧令」において、まず（郷土）が廃されて（風土）と改められたのも、故なしとしない。

しかも、この言葉に対する古代の法家のオーソドックスな見解によれば、「養物成功曰風。坐生三万物曰土。」（『令集解』所引『令釈』および『令義解』の「仮寧令」）であり、「禾稼再熟之類、謂之風。」（『令義解』「公式令」）であって、これまた中国直輸入の生硬な字句解釈ながら、いわば生産力の原基的なものによって把握されている。もちろん後世の、たとえば、「風土記」諸土地本縁（『本朝書籍目録』）とか、あるいは旧聞異事、ないし風俗的な面からする（風土）、また（風土記）概念とはかなりずれがある。生産的な関係において把握されるべき「風土」——和銅の官命の中心を貫く（風土）は、まさにそのような意味あいでの（風土）であった、といつてよいだろう。しかも、ほんらい、この養老の「仮寧令」の「風土異宜、種收不等」は田仮に関する条項であり、『令集解』がそれを「仮有郷土四月播種、七月收斂者、通給四月七月之類」と解釈するのは、「大宝令」に対する註釈書『古記』が「郷土」云々の個所を、「謂、添下郡・平群郡等四月種、七月收、葛上・葛下・内等郡五月・六月種、八月・九月收之類」と解釈するのと、まったく変るところがない。問題は、なぜ、そのような具体的・個別的に（郷土）として把握されるべきことが、觀念的・抽象的に（風土）の概念に置き換えられなかったか、である。唐土の律令にも一貫して流れていたらしい（郷土）の概念が、わが国において、「養老令」制定のこの時点で、あえて（風土）の概念に置き換えられようとするところに、当時の権力者が、いかに国内諸地方を（風土）的に把握しようとする傾向を持っていたかが察せられる。人民の生活の基盤をなす地方諸地域に対する上からのつかみ方、それが（風土）的認識であった、ということができよう。大まかにいえば、『風土記』は、そのような権力者の上からの（風土）的地誌編修意図に貫かれたものであり、そのかぎりにおいて、それらが個別的・具体的な郷土誌ないし郷土史として、古代の地方誌、あるいは地方史を形成しうる契機を包蔵していなかった。もし、『風土記』が、そのそうした律令政治的性格によって、すべておおいつくせるもの

ならば、これらのかろうじて散逸をまぬがれた文献がこんにちの古代文学史に登場しうる理由は、文字でかかれた早期のもの、という以外に、寸毫も存在しないであろう。しかし、実際にその内容に接すると、『風土記』のそうした政治的性格にもかかわらず、それからみ出る何か、非(風土)的なもの——(郷土的な)つかみ方においてはじめて把握できるような、古代人民の生活が営まれていた世界の反映——が随処に息づいている。

註

- 1 小島憲之「風土記の述作」(『国語国文』昭和二十二年七月)
- 2 武田祐吉編『風土記』
- 3 折口信夫「日本書と日本紀と」(『史学』大正十五年六月、『折口信夫全集』第一卷 昭和二十九年 中央公論社)
- 4 なお「令作『風土記』」の字句は、皇円の私意的補足とするより、かれがこの編年史を編むにあたって参照した、公私の記録のうちにすでにあったもの——いわば当時の博士たちの通説の借用とみるべきであろう。
- 5 岩橋小弥太『上代史籍の研究』
- 6 『講令備考』(『続々群書類従』第六法制部 明治三十九年 国書刊行会)

一 地名説話の基盤

『風土記』の性格が、こんにちまで不明確であったのは、多くの異質な要求事項を盛りこめた和銅の官命に対する、諸国の国庁の解釈がそれぞれに異なったものになってしまったことに、一つの理由がある。(『解文』の形で報告された現存の諸国の『風土記』を見ると、官命に対する解釈の違いが大きいのに驚かされる。それは、中央に、官命を下すにあたって、その点についてあらかじめ規正の手をうち、(『解文』の撰進後には、それらを統一した形態において整理すべき、史官がいなかったためであろう。すべての点において、中国の先蹤を仰いだわが国において、史官——とくに、

世襲的な史官の家がなかったことは、和銅の官命に先立つ『古事記』の場合にも、それが正史の形態を襲うことを許さなかったが、さらに、それにつづいた『日本書紀』をも、本紀と系図という形しか採りえなくさせた。そのような恒久的な修史の体制の欠如のなかで、地誌編修への志向をふくめた『風土記』の撰進が企画された以上、これは当然避けえないことがらといえる。が、それにもかかわらず、どの『風土記』もが一致してもっとも熱心に報告しているものは、地名の起源である。もともと、官命の中では、「山川原野、名号、所_レ由」を、とくに他の事項よりも重視すべき要求は見られない。『風土記』が、地名説話中心の書である点において一致して、地味や物産について記載する地誌としての性格の方を、そのために、むしろ、埋没させてしまう傾向を生じていることは、中央の〈風土〉への関心とも、大きくずれてしまっているのである。この地名説話をとくに強調するという逸脱は、いったい、どこから生じたか。

すでにのべたように、いたって観念的・抽象的な把握の仕方であるにしても、作物を養ってみのらせる生産の事業（養_レ物成_レ功曰_レ風_ト）や、そのための場としての大地（坐_三生_三万物_二曰_レ土_ト）について考え、たとえば、この土地では年に二度稲の收穫ができる（禾稼再熟之類謂_三之_二風_ト）^{〔三〕}。実はそれは中国の例で、古代日本ではありえなかったのだが、^{〔四〕}というような点から地方の特色をとらえようとする中央の〈風土〉的関心に比べて、地名の起源説話の調査の方により力を尽す、ということは、いつてみれば、過去の〈伝承〉にとらわれることであり、それだけ、現実の生産生活に背を向けることではないだろうか。中央からの官命を諸国の国庁の官人が、よりいっそう現実社会と遊離した立場で受けとめ、自己の部内を調査しよう、としたのではなからうか。『風土記』はそういう錯覚の産物ではないか。諸国の『風土記』の和銅の官命からの一致した逸脱ぶりに対して、わたしたちがまず考えうるのは、こうしたことである。事実、わたしたちの過去の研究も、こうした過去の観点——地名説話は古代社会の伝承であり、伝承とは本質的には過去の所産であって、現在も過去からの伝承として伝えられているものである、という見方から離れて、地名説話について考えてみたことは、ほとんどないといってよい。しかし、わたしたちはさらにその伝承を常に、過去からの伝承であ

りながら、その時代に伝承されていることによって、その時代の（生きもの）である、とみる考え方をとった。が、その（生きもの）であるということの意味になると、見方が分かれてきたのも事実である。すくなくとも、（一）伝承は根源的には過去に属し、それがなお信仰上儀礼上の意義から、伝承されているという意味で、（生きてゐる）と見る受け取り方と、（二）伝承が生きてゐる、ということは、それがなお民衆の生産生活において不可欠なものとして要求されており、それゆえに信仰上からも、儀礼上からも（生きてゐる）のである、とする受け取り方と、二つの見方に分かれていた、といえよう。だから、実質的には、地名説話が主体になってしまっている『風土記』と中央の官命との、ずれの質に對して考えるには、この伝承の質の問題を先に検討しなければならぬ。そして、この場合問題になるのは、伝承一般ではなく、地名説話の伝承が、八世紀初頭の民衆の社会において、どう生きていたかである。

わたしたちは、それを考えるもう一つ前に、古代社会、しかも古代の民衆社会における（地名）を、単に地図上の土地の標識であることに墮してしまつた現代の（地名）の意識から解放する必要がある。『風土記』を埋めつくしている（地名）とはいったい何か。

一挙に古代の（地名）について推定を試みる前に、まずわたし自身のことをふりかえてみると、わたしのふるさとは、多くの小字（こあざ）があり、さらにその下に、字（あざ）というほどでもない、どこそこを指す地名が、これまたどっさりあった。ところが、明治初年の生まれであるわたしの父たちが、毎日の生活の中で使いつけていた、それらの土地の目じるしは、この二十年くらいに間に、驚くほどの速度で失われていった。新しいものにとって代られたのではない。消滅してしまつたのである。それは、都市化の進行と深い関係があつたように思われる。きょうはどここの田んぼで働き、あすはどここの畑をうなうような生活がなくなつたのである。こまかな土地の区別の必要性を感じない生活が地名を滅したようである。かつて柳田国男氏は、（地名）について、こういつた。「第一に考えねばならないのは地名の数である。勿論アイヌの地名は永田氏の著（永田方正『蝦夷語地名解』）が其総目録ではあるまい。がとにかくに其広い

1 地名説話の基盤

面積に割当てても極めて僅かのもので、しかも其中には驚くべき類似と重複とがある。これに反して内地の方の地名の数は此に数百千倍して居る」「是等地名の数は勿論人口の多少と比例して居るものであらう。」「併しなほ別に有力な理由がなければならぬ、それは云ふまでも無く土地利用の状態如何である。例へば定住産業に従事せぬ人民は土地を区劃する必要がないので、土地の命名は等しく生活の必要に基づくとしても、狩猟や採取又は其為の旅行の目的のみに土地を使用して居る者には、地名を附ける必要は単に目標用である。甲の地と乙の地とを区別して置けばそれで宜いのである。之に反して一段進んで定期の占有を必要とする職業、例へば林業農業等に従事する者に至つて、初めて細かな地名を附けて、忘れないで置くと云ふ必要が生ずるのである。」「従つて第二に考へなければならぬことは、命名の目的の複雑さと云ふことである。一例を言ふなら同じ一つの谷川の落合でも、狐の為に其附近に出掛ける位の者であれば、之に川合とか川俣とか云ふ簡単な名を附けて置けば宜しい。数の觀念が之に加はつても一ノ沢二ノ俣と云ふやうな名で済まして置くのである。又もう少し觀察力が細かく成つた所で、其辺の草木に注意して三本松とかウルイ沢位の名を附けて置けば十分である。それが今一段進んで其辺で炭を焼く、石灰を焼くとか云ふ段になるとそれでは済まぬので或は炭焼沢であるとか灰谷であるとか七之助竈であるとか云ふ名を附ける。次いで樫兵衛なるものが来て切替畑を作るやうになると、樫兵衛切、樫爺作り、樫ヶ藪などの名が起らう。」この、地名が「生活の必要に基づいて生まれ、生活の必要によって維持され活用されていくものであり、それゆえに同時に、地名は歴史性を持つ、という大前提は、古代の地名について考える時にも、第一に重要なことであらう。もっと断定的なことばを弄すれば、地名は民衆の生活が必要とし、保持したものであり、民衆の生活要求と切離しては考えられない。(地名というものの自体の中に現実的生活性がこもっている、といえる。土着生産生活から分離しえない点において、地名はいわば一種の階級性をもつ。

たとえば、『播磨国風土記』には、^{しからま}饒磨郡と^{いは}揖保郡とに菅生という同名の地があったことを記している。饒磨郡の

菅生については、「菅生すがふの里土は中の上なり。右、菅生といふは、ここに菅原あり。かれ、菅生となづく。」とあり、揖保郡の菅生については、「菅、山の辺へに生なへり。かれ、菅生といふ。あるひといへらく、品太ほむだの天皇すめみこと、巡り行でまし時、井を此の岡に開ひらきたまふに、水いたく清く寒し。ここに、のりたまひしく、『水の清く寒きによりて、わがころ、すがすがし。』とのりたまひき。かれ、宗我富すけふといふ。」とある。菅が生えているから菅生である。これらの土地の命名の由来はいたって簡単に考えられている。しかし、その簡単な思考の底に流れている生活感情は重要である。というのは、菅は単なる野草の一種ではないからである。古代の民衆生活にとって、菅がどんなに親しみぶかい植物であつたかは、「葦原のしけしき小屋に菅量すけいやさや敷ふきてわが二人寝し」(『神武記』)の歌をはじめ、『万葉集』東歌の「足柄のままの小菅の菅枕すけあぜか纏まとかさむ児ろせ手枕」(三三六九)にいたる民謡的な歌のかずかずが、いきいきとつたえている。畳・枕・蓑・笠・薦といった日常のあたたかい生活用具はそれによって作られていたのであり、そして、おそらくは、その採集地は多くは「公私共よべ利」(『雑令』)の入会地として、老若の男女の共同草刈り作業場であるとともに、幾多の恋歌のうたいかわされる場でもあつたようである。また、同じ揖保郡には「栗栖くりすの里土は中の中なり。栗栖と名づくるゆゑは、難波の高津の宮の天皇、みことのりして、けづれる栗の実を若倭部連池子わかやまとのむらこに賜ひき。すなはち持ちまかりきて、この村に植ゑ生なはしき。かれ、栗栖と名づく。この栗の実、もと、けづれるによりて、後も渋なし。」という地名起源説話も見える。菅生といい、栗栖といい、菅があるから栗林だから、というだけのことではない。その菅や栗が重要な生活の資であり、その産出の地を重要視せざるをえなかったのである。この時代には、その小地名をふくむ地名が、飴磨の菅生や揖保の栗栖のような大地名に成長しているが、住民の関心は、いぜんとして「菅、山の辺に生へり。」と山の辺のものと菅生にあり、「この栗の実、もと、けづれるによりて、後も渋なし。」と栗林そのものにあることは看過できない。しかも、この栗栖の栗は、渋味がないという特性を持っている。その理由を住民は銘記している。こんにちの果実の消費者ならば、そうした自然の手による優良品種を、ただ自然にできたものとして

以上には関心をはらわないかも知れない。たとえば、「長十郎」梨は、神奈川県橋樹郡大師河原村の当麻長十郎が、偶然実生（たまたまうまひ）の苗の中から見つけ出した新品種であり、「二十世紀」は、千葉県東葛飾郡八柱村の松戸覺之助（2）が、ごみ捨て場に出てきた変り苗に着目して、育て上げた新品種であるが、何千万の「長十郎」「二十世紀」の消費者は、そのふしぎについて無関心である。しかし、栽培者にとってはそうではない。よい品種の苗の入手は、絶えず重要課題であり、変り苗の発見・育成は常住不断の教訓である。『播磨国風土記』では、若倭部連池子がこの栗の優良品種を運んできた、ということ、この栗に渋味がない、ということとまったく不可分に関心の的になっているのであって、渋味のないことの説明というようなつてたりの何かではないようである。ここには明確な古代農民の意識構造の反映がみられる。

しかも、古代農民のそうした生産者の意識構造は、天皇からもらったけずった実を植えたから渋味がない、と伝える点でこんにちの生産者の意識構造とちがう。かれらにとっては、あらゆる自然の根源に神もしくは人間の行為がなければならぬ。けずった栗の実を植えたから渋味がない、という伝承は、単に育種学の知識が欠けていたためではない。かれらの古代的意識は、けずった栗の実を植える人間の行為を伝承することにおいて、もっとも合理的な説明をなしとげた、とするのである。神もしくは人間の行為を契機としない説明は、かれらの世界においては合理的であることができない。また、こんにちの、物の存在事実が主でその歴史的説明である伝承は従にすぎない、生産者の意識に対して、両者の関係が、むしろ逆であるのも、古代農民の意識の特色である。物は伝承に付随して、その正しさを立証する伝承的存在である場合が、大部分なのである。

ところで、このように、菅生といい、栗栖という（地名）が古代農民の生産者としての意識を反映しており、その生産生活の中から生まれ出たものであろう、といっても、もちろん、そこからすぐに、だから地名説話の中には、力強いから独自の階級的なものが秘められている、というふうに速断することはできない。たとえば、栗栖の里の場合

にしても、この地名説話の意味するものは、ただ、この粟は若倭部連池子が植えた、というだけのものではないだろう。粟は農民たちにとってそうであるように、支配者にとっても重要な土産物である。天平九年（七三六）の『和泉監正税帳』⁽³⁾には、「檢三校栗子^ス、正^{カミ}、將・從參人、經^ル、壹箇日、食稻壹束參把、酒壹升。」というような、和泉の和泉の国。当時吉野と和泉は天皇の離宮のある特別行政区だったの長官（正）が定例の部内諸郡の粟のみの巡檢を行った時、郡から口糧の支給を受けた記事が、二カ所も残っている。栗栖の里のこのような伝承の背後について、早く『標注播磨風土記』（數田年治明治二十年）が「是は供御の料に生し立けむ地のおのづから地名とはなりしにこそ。」と洞察したのは、おそらく的の正鵠を射たものであろう。仁徳天皇からもらった粟の実をもたらしした若倭部連池子というのは、もたらしどころか、逆に、この村落のりっぱな粟を中央政府に貢納させる道を開いた男であらう、と考えられるが、この里の住民たちは、粟の実を媒介としての中央政府とのつながりを、記念すべきこととして伝承しつづけ、その伝承によって、ある時代まで、綿々と粟の貢納をつづけてきたものであろう。だから、その意味では、これはまづろい（服従）の歴史の伝承化である、と考えられる。が、それにもかかわらず、渋味の無い粟を誇らしげに思う意識は、生産者の意識であって、支配者の抱く意識ではない。

同じ『風土記』の揖保郡林田の里をみてみると、まず里の名の由来について、「林田の里^ムの本の名は談奈志なり。土は中の下なり。談奈志といふゆゑは、伊和の大神、国占めましし時、御志をここに植てたまふに、遂に櫛の樹生ひき。かれ、名を談奈志といふ。」とあり、「談奈志」は「あはなし」⁽⁴⁾「たなし」⁽⁵⁾「いはなし」⁽⁶⁾等の試訓があつて、なお一定しないが、この里には、伝承を負う櫛の太木がそびえており、人々の村落の生活の中で、大きな目標物となっていたように考えられる。また、この里には一つの丘があつた。「松尾阜^{サカ} 品太^{ハタ}の天皇^{すめらみこと}、巡り行でましし時、ここに日暮れぬ。すなはち、この阜の松を取りて燎としたまひき。かれ、松尾と名づく。」おそらく、この丘の松の根の油の多い部分を引き裂いて、燈火に用いているのは、かれら自身でもあろう。丘は、応神天皇遊幸の伝説地であるとともに、伝承に